



採用予定者通信2月号を発行します！
今回は生活支援課編です。南区生活支援課に勤めるSさん、Jさんにインタビューしました！



◎区生活支援課特集～生活支援課職員に聞いてみた！～



★主な担当業務

◎相談援助

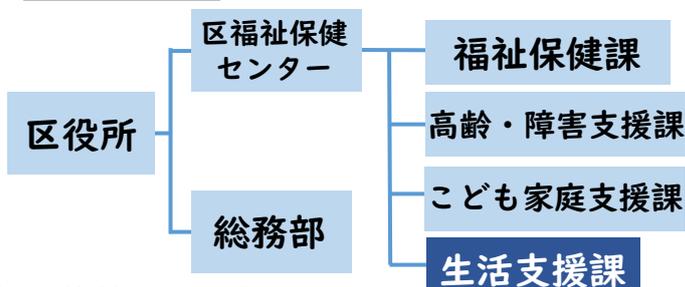
定期的な家庭訪問や、区役所での面接、電話などで生活する上で困っていることについて相談を受けます。健康に関することや、仕事のこと、介護サービスの導入など、その方に合った援助方針を立てて、各関係機関と連携しながら支援していきます。

◎生活保護費の決定事務

世帯構成や収入状況に基づき、毎月生活保護費を正確に算定しています。生活に直結するため、締め切りをしっかりと守って対応する必要があります。

★区福祉保健センターの組織体制

区福祉保健センターでは、社会福祉職は4つの課に配置されます。



(参考)各区局の組織図：

<https://saiyo.city.yokohama.lg.jp/organization/chart/>

★生活支援課とは？

生活保護法に基づく最低生活の保障と自立の助長、生活困窮者自立支援法による支援を行っています。

お困りごとを抱える市民の相談に幅広く応じ、地域でその人らしく生活していくために、様々な機関と連携し、その方の状況に応じた支援を行います。

★Sさんの1日

8:30 出勤・朝の担当内ミーティング

朝のミーティングで各自の情報共有を行います。

9:00 定例訪問

担当している生活保護受給者の方の自宅に訪問して、生活相談・状況把握等を行います。



12:00 電話当番

12:00～13:00の間はお昼休憩の時間ですが、この間にも電話が来ることもあるため、対応する職員が必要になります。課内で当番を順番に回して対応します。

13:00 昼休憩

電話当番をしていたため、1時間遅れて昼休憩を取ります。

14:00 面接・電話対応・記録作成

午後は、午前中の訪問の記録の作成をしながら、当日来庁された方の面接や電話対応を行います。来庁された方の対応は書類の提出や生活相談が主になります。

17:15 退勤



南区生活支援課の2人（Sさん・Jさん）に 職場でのコミュニケーションについてお聞きしました！

★Jさん

私は、面接担当として、相談に来る方の初回面接を担当しています。初めに、相談者の困りごとを聞き取り、その困りごとに応じて地区担当や生活困窮の担当につないでいます。

引き継いでからは、担当者にどんな支援の方向性になったかなるべく聞くようにしています。担当者とのコミュニケーションを取ることで、顔の見える関係になり、次の支援につなぐときに業務をスムーズに進められたり、「こんな支援があるんだ」と新しい知識や技術を得ることにつながっています。

また、困ったことがあれば、なるべくポロっと言葉に出したり、他の職員の言葉を拾うようにしています。話しやすい雰囲気をつくることで悩みや不安をかかえこまないようにしています。



★Sさん

私は、地区担当として、面接担当から引き継いだ生活保護受給者の方の支援を行っています。生活実態の把握に向けて、訪問や面接など行い、必要に応じて他課と連携しています。

こうした業務の中で、職員同士で「こんなことがあったんですよ～」と何気なく話すことがあります。実はこのようなやり取りが自分の業務の振り返りや、ちょっとした情報共有になっています。

他課との連携・コミュニケーションを円滑にするためには、顔の見える関係づくりが大切だと感じています。そのために、区で行っている意見交換会に積極的に参加して、知り合いを増やし、他課でどんな業務が行われているのか理解するようにしています。



■ 2人から新採用職員の皆様へメッセージ

入庁後は不安になることも多いかもしれませんが、職場の誰もが通ってきている道です。困ったときは一緒に考えますので気軽に話していただけたらと思います。とにかく体が資本ですので、しっかり寝てしっかり食べて元気でいてほしいです。一緒に働くことを楽しみにしています！

(Sさん)

横浜市には、社会福祉職の仲間がたくさんいます。4月から不安な気持ちが大きいかもしれませんが、楽しみな気持ちも持って入庁していただけたら嬉しいです。職場の方々には、壁にぶつかったとき、一緒に乗り越えてくれるはず。味方はたくさんいるので、一緒にいろんなことを勉強できたらと思います。

(Jさん)